

愛ちゃんと希望くん



やわたはま

社協だより

《発行》社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健福祉総合センター2階 TEL 23-2940 FAX 23-0506

ホームページは [八幡浜市社協](#) まで

66号

平成29年3月1日



平成28年度 八幡浜市社会福祉大会

受賞後「謝辞を述べる 戎重和氏」

平成29年1月28日（土）13時30分から16時まで、八幡浜市文化会館ゆめみかんにて、「平成28年度八幡浜市社会福祉大会」を開催しました（主催：八幡浜市社会福祉協議会）。当日は、約600名の方にご出席いただきました。

本大会は、社会福祉関係者及び地域住民が一堂に集い、多様化する問題・課題を共通認識し、誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現に向けた活動に、一人ひとりが考え参画する機会として毎年開催しています。また、多年にわたり本市の社会福祉の発展に尽力され、多大な功績を残された方々を顕彰し、感謝の意を表することを通じて、地域福祉のさらなる充実を図ることを目的としています。

受賞者を代表し、戎重和氏より「私たち一同、本日のこの感激を忘れることなく、心あたりに八幡浜市の社会福祉の向上に、微力ではございますが尽くしてまいる所存です」と、謝辞

一宮 芙美さん
民生委員・児童委員として、地域での見守り、相談、支援に熱心に取り組まれ、信頼されている。地域の代表として新人民生委員の指導にあたり、また、磯津地区社会福祉協議会においても、地域福祉向上のため、活動に取り組まれる。

民生委員・児童委員功労



戎重和さん

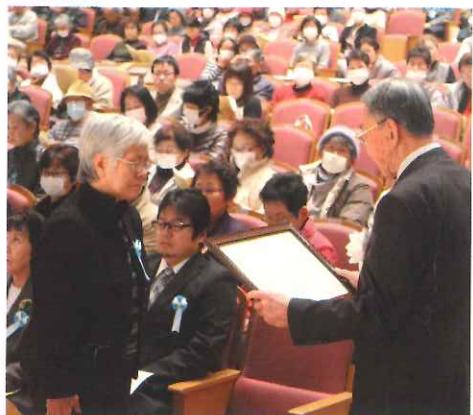
民生委員・児童委員として、地域での見守り、相談、支援に熱心に取り組まれ、信頼されている。地域の代表として新人民生委員の指導にあたり、また、磯津地区社会福祉協議会においても、地域福祉向上のため、活動に取り組まれる。

式典・表彰者の
皆さまご紹介

八幡浜市社会福祉協議会 会長表彰

民生委員・児童委員功労

兵頭 芳子 氏



表彰を受けられる 兵頭 芳子 氏

平成 20 年 4 月 1 日より、保内町喜木津地区住民の地域福祉の推進と充実のため、日頃より積極的に福祉活動に取り組む。磯津地区社会福祉協議会理事としても、事業の推進に努められ、世話役として行事に積極的に参加する。

社会福祉施設功劳

上甲 昌弘 氏

平成 18 年 4 月 1 日より、八幡浜少年ホームの職員として入所児童の直接処遇の職務にあたってきた。情熱をもつて処遇にあたり、入所児童からの信頼も厚い。

優良ボランティア（個人）

矢野 文枝 氏（千丈地区）

ふれあい・いきいきサロンお世話人として、活動。高齢者の信頼も厚い。その他、食生活改善推進協議会活動、公民館文化祭等に協力し、積極的にボランティアを行う。

八幡浜市食生活改善推進協議会神山支部長として、支部活動になくてはならない人物。きびきびと元気に動いている姿勢は、全ての会員の模範となる。

菊池 智子 氏（神山地区）

八幡浜市食生活改善推進協議会神山支部の会計及び班長を受け持ち、料理教室の準備や会計管理等積極的に活動している。班員から信頼も厚く、模範となる。

井上眞理子 氏（神山地区）

民生委員・児童委員として 6 年間活動。給食サービスにおいても、積極的に活動参加。ふれあい・子育てサロン「ひよこっこ」にスタッフとして携わった。

八幡浜市社会福祉協議会

清水喜美枝 氏（神山地区）
主任児童委員として、6年間活動。給食サービスにおいても、積極的に活動参加。ふれあい・子育てサロン「ひよこっこ」にスタッフとして携わった。

三好サダ子 氏（神山地区）

八幡浜市食生活改善推進協議会神山支部の会計及び班長を受け持ち、料理教室の準備や会計管理等積極的に活動している。班員から信頼も厚く、模範となる。

山本恭子 氏（日土地区）

民生委員・児童委員として 6 年間活動。常に地区住民の立場に立つて相談に応じ、地域福祉の向上に努めた。併せて給食ボランティアとしても貢献した。

山口ひとせ 氏（舌田地区）
独居高齢者に対する様々な活動に積極的に参加。各種行事等にもボランティアの中心メンバーとして欠かすことのできない存在。他の模範となり、信頼を集めることとなる。

井上 初江 氏（双岩地区）
双岩地区社会福祉協議会の給食サービスや地域行事において、長年関わわりを中心となつて、美味しい料理を作つてきた。地域住民が 20 年以上頼りにしている。

八幡浜市社会福祉協議会

宮内地区社会福祉協議会結成時より理事として参加し、地域福祉の発展に寄与。また、見守り推進員として、自らも障害をもちながら見守り活動に励んだ。

木村洋子 氏（宮内地区）

平成 20 年 4 月 1 日より、保内町喜木津地区住民の地域福祉の推進と充実のため、日頃より積極的に福祉活動に取り組む。磯津地区社会福祉協議会理事としても、事業の推進に努められ、世話役として行事に積極的に参加する。

優良ボランティア（団体）

八幡浜市食生活改善推進協議会

平成 17 年 4 月 1 日より、市内 14 部で構成され、家庭と地域社会における健康なまちづくり活動に取り組む。健康づくりのための「食生活指針」「運動指針」「休養指針」の普及実践に努める。ボランティア協議会の実施事業においては、「食生活指針」「運動指針」「休養指針」の普及実践に努める。ボランティア協議会の実施事業においては、「食生活指針」「運動指針」「休養指針」の普及実践に努める。ボランティア協議会においては、給食サービスに多大な支援をしていく。

優良地区民生児童委員協議会
舌田地区社会福祉協議会

八幡浜市民生児童委員協議会
(喜須来地区)

八幡浜市社会福祉協議会 感謝状

「まごころ銀行」預託(金銭)感謝 個人

安藤 達郎さん
新堂 祥子さん
萩森 正一さん
米田 悅子さん

「まごころ銀行」預託(金銭)感謝 団体

八幡浜市八幡浜保内赤十字奉仕団

八幡浜かもめスイング会

八幡浜陶芸会
愛媛南部ヤクルト販売 株式会社

八幡浜友の会

保内陶芸クラブ
南予歌謡同好会

国際ソロブチミスト八幡浜
金光教八幡浜協会

八幡浜地域労働者福祉協議会

「まごころ銀行」預託(物品)感謝 個人

嵐 文子さん

「まごころ銀行」預託(物品)感謝 団体

株式会社 デンカ

津軽三味線の魅力を伝える～幼少期の闘病生活を顧みて～

がざわつく。心は覚えているのだと感じた。闘病時の両親の日記を見ると、その時の目には見えない涙を感じた」と話されました。



式典後の記念講演では、津軽三味線奏者の澤田響紀氏により「いきるゝ津軽三味線演奏」と題しお話と演奏がありました。

はじめに、澤田氏自身の人生や活動について、写真を交えながら講話がありました。澤田氏は、1991年愛媛県松山市に誕生しました。生後3ヶ月頃、網膜芽細胞腫（小児がん）を発症したため、左目の摘出手術を受け、その後、愛媛の病院に通院をしながら抗がん剤治療を受け続けていました。

2歳頃、右目にも再発。愛媛の病院では、治療方法として右目も摘出を薦められましたが、両親は東京都内に治せる医者がいるという情報を頼りに、家族で東京に引っ越しました。都内の病院では、手術を3回施術。放射線治療のため、東京と愛媛の行き来を繰り返しており、写真を撮る間もないほど激動の時期でした。そして、通院は4歳頃半年に1回、中学生頃年に年1回となり、現在、健康に過ごされています。澤田氏は、「幼かつたので記憶にはあまりないが、写真を振り返ると、心

講話後、岩田桃楠氏とのユニット「桃響f u t a r i (とうきょうふたり)」による演奏がありました。「津軽じょんがら節」等の有名な曲から、澤田氏作曲の「ハシビロ」、アイルランド民謡の「コネマラの丘」等、1つの楽器から様々な音色を奏でられ、アンコール1曲を含む全10曲を、解説を交えて披露されました。

津軽三味線は三味線の中で最も大型で、野外で雪の中でも響くようになると作られたものであり、叩き三味線といつて他の三味線よりも1音多い楽器です。視力を失った人が、旅芸人として生きていくために生まれました。澤田氏は「昔は、辛い思いを音楽にしていましたが、現代の演奏者として、自分たちにしかできない表現で、楽しい楽器であることを伝えたい」と語られました。



軽やかに演奏する2人

左：岩田桃楠氏 / 右：澤田響紀氏

見えにくい人の生活について学びました

平成29年1月20日（金）、江戸岡小学校及び千丈小学校にて、盲導犬学校キャラバンを開催しました。

平成25年度から大洲市社会福祉協議会の橋渡しを受けて始まったキャラバンは、今年4年目となります。講師は、公益社団法人 日本盲導犬協会 島根あさひ訓練センター 普及推進部の中村士氏と盲導犬PR犬のウイティ。モルガンスタンレー証券がスポンサーとなり1月16日から来県し、大洲市、内子町、久万高原町、東温市、当市で講話をされました。

質疑をしながら学びを深めました

いろいろ出来そうな盲導犬 実はお仕事でできることは 3つ

両校とも4年生を対象に開催しました。子どもたちに質問を投げかけながら、目の見えない人・見えにくい人のことや、盲導犬についてお話をされました。

目の見えない人・見えにくい人は全国に約36万人おり、その内3千～4千人が盲導犬を希望していますが、現在活躍している盲導犬は966頭です。盲導犬ができる仕事をして、3つ紹介されました。

- ①障害物を教える
- ②曲がり角で止まつて教える
- ③段差で止まつて教える

よく勘違いされる事例として、信号が赤の交差点で盲導犬とユーザーが止まっていたとしても、車道と歩道の間の小さな段差に反応して止まっているのであり、信号の色を盲導犬が見分けているわけではない、とお話されました。

また、盲導犬の一生や訓練方法についてもおられました。中村氏が「訓練方法は厳しいか優しいか」という質

問を投げかけると、児童の大半は厳しい訓練を受けているのではないかと予想をしました。その上でウイティに訓練の再現をして、遊びの中で「楽しい」「ほめられると嬉しい」と感じるように訓練することを教えていただきました。そのような訓練を受けても、犬によって性格や得手不得手があるので、盲導犬になれるのは10頭中3～4頭であると聞くと、生徒は驚いた様子でした。

4頭であると聞くと、生徒は驚いた様子でした。

私たちにも、できること

最後に、自分たちにできることとして、ガイドヘルプ（視覚障がい者の誘導方法）について悪い例・良い例を見ながら学びました。その後、代表の児童2名により、ガイドヘルプ及び盲導犬誘導体験を実施しました。体験した児童からは、「最初は少し怖かったけど、安心して引いてもらえた」と感想がありました。

まとめとして、中村氏から3つのお願ひがありました。

①目の見えない人・見えにくい人がいたら、学んだことを思い出して声をかけてほしい。方法を忘れて

中村氏、ウイティのお話とふれあいから、多くの学びを得ることができました。



安心して細道を誘導してもらいました

「八幡浜市権利擁護センター」へ のご相談



例えば、このような方々の
相談に携わっています。

(※紹介する事例は、ご本人
とご家族から承諾を得て
掲載しています。)

一人暮らしの認知症高齢者

Aさん(70代・女性)は一人暮らしがら生活しています。夫を早く亡くし、子どもはいません。市内に姉が住んでいます。ある時から、Aさんは「家に泥棒が入る」と頻繁に知人や警察に相談するようになりました。心配した姉が病院に付き添い、Aさんは認知症の診断を受けました。知人や姉の助けもあり、何とか生活を続けていたAさんですが、通帳やお金を頻繁に失くすなど、認知症の症状が進行していきました。Aさんのこれから的生活を心配した姉は、地域包括支援センターを通じて、権利擁護センターへ相談に来られました。

高齢となつた知的障害の方

Dさん(60代後半・男性)は軽度の知的障害。障害福祉サービスを利用し、作業所で軽作業の仕事をしながら一人暮らしをしています。県外に兄弟がいますが、何年も連絡を取っていません。Dさんの収入は障害厚生年金と作業所の賃金で、月10万円程。お金のやりくりが苦手で、生活が苦しくなることが多いです。Dさんは、加齢による体力低下と、食事の管理が上手く出来なくなつたことで、入退院を繰り返すようになりました。自宅での生活が難しくなってきたDさんの相談を受けた権利擁護センターは、高齢者施設への入所や財産管理、福祉サービスの利用、兄弟の意向の確認について、障害者相談支援事業所、行政機関、地域包括支援センターと一緒に話し合いました。

八幡浜市より受託している「八幡浜市権利擁護センター」(以下、権利擁護センター)は、平成27年度に、約600件の相談を受けました。

権利擁護センターは、成年後見制度の利用に関する事、日常の金銭管理の支援についての相談窓口です。ご高齢の方や障がいを持たれている方、そこのご家族の方、近隣の高齢者等の心配をしている住民の方などからの相談に応じています。

権利擁護センターへは、お電話での相談、ご自宅へ伺つての相談、来所いただいての相談に対応しています。相談は無料です。

なお、相談内容等の個人情報を無断で第三者へ知らせることはありません。安心してご相談ください。

■ 受付時間

月曜日から金曜日

午前8時30分～午後5時30分
※時間外の相談をご希望の方
もまずはお問合せください。

■ 認知症の高齢者夫婦

Bさん(80代)は妻Cさん(80代)と二人暮らし。息子さんが県外に住んでいます。妻Cさんは重度の認知症のために物事を判断する力はほとんどありません。Bさんは足に麻痺があるものの、着替えや入浴などはヘルパーの支援を受けながら、妻Cさんの介護を

■ 電話番号

(0894) 23-2940

民生委員さん・地区社協・市社協が困りごとに寄り添う事例

（生活困窮者支援の現場）



大切な支援が必要なことを見立て、問題解決のために、Eさんに必要な社会・福祉サービスの情報を伝えました。またF民生委員・地区社協会長・社会福祉士がEさんに寄り添うことや様々な機関に同行することを確認しました。

以下、具体的な対応は次のとおり。

Eさんを支援する機関間の連携

協の社会福祉士へ相談。市社協では、生活・経済的に困っている人をサポートする「生活困窮者自立相談支援事業」、低所得者等へ生活費を貸し付ける「生活福祉資金」、金銭管理や福祉サービスの手続きをサポートする「権利擁護センター」等の相談支援機能をもつた

地域包括支援センター・福祉事務所・金融機関・民生委員・地区社協・市社協との連携、役割分担、対応の検討を行いました。

当面の生活費について

愛媛県社協・市社協の生活福祉資金貸付制度を利用し、Eさんの年金支給までの生活費を借入しました。

友人に貸したお金について

警察・弁護士と連携し、対応を検討しています。

知人による通帳の管理について

Eさんの意向や事実を確認しながら、知人による金銭管理は本人の福祉に課題があるため、市社協の金銭管理のサービスを利用しています。（福祉サービス利用援助事業）

Eさんのコメント

「今は、ふつうの生活を早く取り戻すように暮らしています。悩みごとがあれば、ひとりで抱え込まず、民生委員さんや市役所、社協に相談して下さい。

Eさん（男性、70代）は八幡浜市の自宅で一人暮らし。普段は烟をして過ごしていました。近隣とトラブルなく、大きな病気はなく、穏やかに暮らしていました。年金収入は月10万円あり、経済的に問題はありませんでした。

Eさんの住む地区的社会福祉協議会（以下、地区社協）では、年6回、一人暮らしの高齢者等に手作りのお弁当をお届けしています（財源は社協会費・共同募金）。F民生委員が、Eさんへお弁当を届けていました。F民生委員も地区社協会長も、普段からEさんを気にかけていました。

ある日、EさんからF民生委員へ「お金を貸してほしい」と相談がありました。事情を伺うと、Eさんは「食べるものがない。お金がない。電気も止まらそう。詳細は話せない」と涙をこらえ、震えていました。

F民生委員は、Eさんの同意を得て、

八幡浜市社会福祉協議会（以下、市社

協）の社会福祉士へ相談。市社協では、生活・経済的に困っている人をサポートする「生活困窮者自立相談支援事業」、低所得者等へ生活費を貸し付ける「生活福祉資金」、金銭管理や福祉サービスの手続きをサポートする「権利擁護センター」等の相談支援機能をもつた

地域包括支援センター・福祉事務所・金融機関・民生委員・地区社協・市社協との連携、役割分担、対応の検討を行いました。

Eさん、F民生委員、地区社協会長、市社協社会福祉士で話し合いを行いました。Eさんが次第に、ゆっくりと、生活に困窮した経緯やEさんの人生を語ってくれるようになりました（過酷な家族介護の経験をしたこと、相談できる親族や知人がいないこと、老後に備えて貯蓄したこと、その貯蓄の大半を知人へ貸して返金がないこと、知人にEさんの通帳を管理されていること、これからどう生きて行けばよいか分からぬ気持ち等）。

市社協の社会福祉士は、Eさんの判断能力やコミュニケーション能力、社会生活（社会的孤立を含む）の面に適

Eさんの孤立の解消を目指す

F民生委員・地区社協の事業で見守り・関わりを継続。F民生委員は暖房器具が十分でない等Eさんの生活環境の改善にむけて働きかけています。

Eさんと市社協（権利擁護センター）は月1回、面談しています。Eさんの通帳・印鑑は市社協でお預かりしています。Eさんと社会福祉士が金融機関に出向き、払戻・支払を行います。生活に必要な現金はEさんが自己管理しています。

また、市社協のボランティアセンターでEさんはボランティア登録を行い、地域福祉のとりくみに協力していただいている。（NPOみかんプラスの活動への参加、ねつとworkジョイの市内清掃、赤い羽根共同募金のベンチの修繕作業等）

現在、Eさんは、いろいろな活動に参加され、率先して動き、参加者や私たちにいろんなことを教えてくれます。Eさんは、様々な人と出会い、愛くるしいキャラクターと特技を活かして、地域を支えてくれています。

一緒に悩んでくれて、よい方向に向かうと感じています」

を続けたいと思います」

E民生委員のコメント

「Eさんが私だったら、私の兄だったらという気持ちで寄り添っています。地区社協の給食をEさんに定期的にお届けすることで、関係性ができていたことに感謝です。社協や関係機関の皆さん、Eさんがよりよく生きることを私と一緒に支えてくれました。楽しそうにボランティアにとりくむEさんはとても魅力的な方。これからも、できる範囲で、心に寄り添うお手伝い

地区社協会長のコメント

「温かい手を差し伸べて頂いたF民生委員さん、日頃から連携している地区社協・市社協の取り組みに感謝しています。民生委員児童委員さんと地区社協は、お互いが協力しながら、地域福祉の推進に努めています。生活のしづらさを抱えている当事者やご家族、ご近所の方、支援者がSOSを出せる、SOSに気付く、SOSを受け止めることができる地域になるよう、地区社協の活動を推進してまいります。みなさまもご理解・ご協力をお願いします」



日土地区社協 老若男女でシャッフルゴルフ

日土地区社協座談会で福祉を語り合いました

平成29年1月26日（木）18時～19時、日土

地区社会福祉協議会で「おたがいさま座談会」が開催され、民生委員・児童委員、日土地区

社協役員、ボランティア、市社協合計23名で

日土の福祉について語り合いました。

福祉サービスを必要としている住民はどのような暮らしをしているのかを確認しながら、民生委員・児童委員や地区社協の活動の効果や課題について話を深めました。地区社協の取り組みについては、予算と人手の課題があり、地区社協事業の利用者をどこまで広げるのか（絞るのか）課題があります。

認識する機会となりました。

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、預貯金や不動産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。このような方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

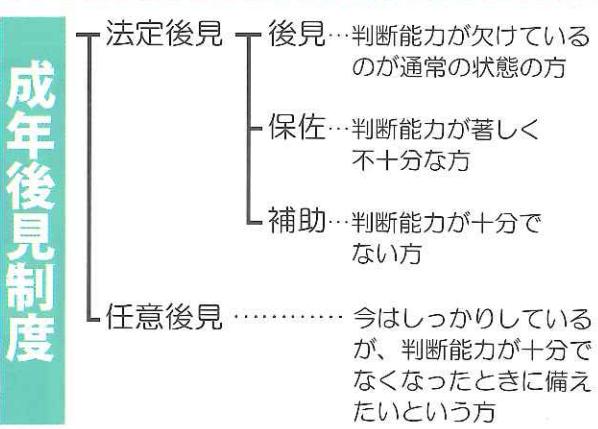
成年後見制度 つて何?

ご存知ですか? せいねんこうけんせいど 成年後見制度

あなたらしく生きるために

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つに分かれています。「法定後見制度」は、認知症などによりしているけれども、将来、判断能力が不十分になつたときに備える制度です。

どんなしくみなの?



P7の続き

どんな場合に使うの？

親族間のトラブルをさけるためにも、老人ホームにいる父の財産管理を、第三者にたのみたい……。



最近もの忘れがひどくて、アパートの管理費の計算をまちがえることも。代わりにお金のことをみてくれる人はいないかしら……？

たとえば……



元気な今の中に、もしもにそなえて、友人に財産管理をたくしておきたい……。



軽い認知症の母は、必要もないのに高価なものを買つてしまい、困っている。また被害にあわないようにするにはどうしたらよいのか……？



知的障害の兄の貯金を弟が勝手に使いこんでいるようだ。兄の財産を守るためにも、管理する人をきちんと決めておきたい……。



認知症で入院している父の家や土地を売却して、入院費用にあてたい……。

* 法定後見制度では、「本人・配偶者・四親等内親族・市区町村長等」が、任意後見制度では、「本人」が手続きを行うことがあります。

利用料は？

裁判所に申し立てる手数料、公正証書作成費用（任意後見の場合）、利用者の判断能力を確認するための鑑定（鑑定料は個々の事案によって異なります）や診断等に費用がかかります。

利用するためには、所定の手続き（申立や契約）が必要になります。

法定後見制度は「家庭裁判所」で、任意後見制度は「公証人役場」で手続きを行います。

手続きのながれ

◆法定後見制度



◆任意後見制度

